

T-4中等練習機等で搭乗員が使用する個人携帯用救命無線機の調達に当たり、調達仕様書の基となる調達要求事項を作成する際の検討が十分でなかったことなどのため、個人携帯用救命無線機が使用されていない状況となっていて、所期の目的不達成

1件 不当金額(支出) 1億4757万円

1 契約等の概要

航空自衛隊は、航空機に搭乗する搭乗員等が遭難した場合に、救難信号を発信して自分の位置を知らせるとともに、捜索機と無線による送受信をするための個人携帯用救命無線機(以下「個人用無線機」)を座席の下にあるサバイバル・キット、救命浮舟等に収納するなどして運用している。

そして、航空自衛隊は、航空法が平成20年に改正されて遭難位置の特定が容易な406MHz発信が義務化されたことにより、これに対応していない既存の個人用無線機を更新するため、個人携帯用救命無線機(練習機等用)(以下「新無線機」)を調達して、T-4中等練習機(以下「T-4」)、T-7初等練習機(以下「T-7」)、U-125飛行点検機(以下「U-125」)等で使用することとしていた。

新無線機については、航空幕僚監部が、新無線機に要求される寸法、重量、機能、性能等を指定した調達要求事項を航空自衛隊補給本部(以下「補給本部」)に通知し、これを基に補給本部が調達仕様書を作成している。そして、防衛装備庁は、補給本部から調達仕様書の送付を受け、コーンズテクノロジー株式会社との間で売買契約を締結し、これにより29年度260個、30年度255個、計515個を調達して、それぞれ契約金額7869万円、7452万円、計1億5322万円を支払っている。

2 検査の結果

T-4には、個人用無線機を含む装備品等がサバイバル・キットに収納されている。そして、搭乗員が緊急時に脱出し着水した場合に、個人用無線機のアンテナが水面下に沈下して送受信できなくなることを防止するために、アンテナを水面上で常時直立に保つための浮袋が個人用無線機に装備されている。新無線機の浮袋については、航空幕僚監部が調達要求事項にT-4で支障なく機能する作動方式等を明示するなどしていなかったため、補給本部が作成した調達仕様書には作動方式等が明記されていなかった。そこで、実際に納品された新無線機をみたところ、収納されていた袋から空中で展開するものとなっており、この展開に伴って浮袋が膨張する作動方式となっていた。しかし、航空幕僚監部によると、上記作動方式の場合、空中で新無線機の係留ひもと他の装備品等が絡まることにより着水後にアンテナが水面上に出ないことなどにより、正常に送受信ができない可能性があることなどから、新無線機は、T-4において使用できないものとなっているとしている。

新無線機の寸法については、既存の個人用無線機の調達仕様書における最大寸法を考慮するなどしており、実際に納品された新無線機の寸法は、調達仕様書の最大寸法と同じ寸法となっていた。しかし、既存の個人用無線機の実際の寸法は、調達仕様書における最大寸法より小さいものであった。そして、新無線機の調達に当たっては、既存の個人用無線機の調達仕様書における最大寸法を考慮するなどしていたことから、新無線機は既存の個人用無線機より大きいものとなっていて、T-4、T-7及びU-125においてサバイバル・キット等に適切な形で収納することができないものとなっていた。

新無線機515個の使用状況をみたところ、T-4、T-7及びU-125で使用することとして調達した496個については、前記のとおり、運用に支障が生ずるおそれがあることが判明したとして部隊において使用できない状況となっており、納品された日以降、496個全てが使用されていなかった。なお、航空幕僚監部では、新無線機の使用に向けて、着水時に浮袋が膨張する作動方式とするための改修等についての検討を行っているものの、具体的な使用開始時期は明確になっていない。

したがって、新無線機のうちT-4、T-7及びU-125において使用することとして調達した496個に係る支払額相当額1億4757万円は、調達の目的を達しておらず、不当と認められる。